

もの忘れ・からだしゃっきり教室を開催

いつまでも自分らしく、住み慣れた土地で暮らし続けるためには、頭と体の健康を保つことが大切です。「もの忘れ・からだしゃっきり教室」では、無理なく、楽しく脳トレや運動を行います。

日時●【白糠地区】6月5日(金)～7月17日(金)

10:00～11:30 毎週金曜日 全7回

(6月12日(金)は11日(木)に行います)

※西庶路地区は6月17日(水)～7月30日(木)(全7回)

庶路地区は8月5日(水)～9月16日(水)(全7回)の開催を予定しています。詳細は広報で随時お知らせします。

会場●保健センター

対象●町内在住の65歳以上の方

内容●脳トレーニング、軽運動、健康ミニ講話、手工芸など

申込●6月1日(日)までに介護健康課介護支援係まで電話で申し込みください。

問合せ先●介護健康課介護支援係 内線(522)

森林に関わる手続き等について

■土地を取得した場合の手続き

森林の土地を売買契約のほか、相続、贈与等により新たに取得した場合には、90日以内に市町村長に「森林の土地の所有者届出書」の提出が必要となります。

届け出をしない、または虚偽の届け出を行った場合は10万円以下の過料が科せられる場合がありますので、ご注意ください。

■森林の伐採には届出が必要です

森林を伐採するときは30日～90日前に届け出が必要であり、無届または違法伐採を行った場合、100万円以下の罰金が科せられることがあります。

また、造林が必要となる届け出の場合、状況を報告することが義務付けられており、報告を怠ると30万円以下の罰金が科せられることがありますので、森林を伐採するときは十分留意してください。

問合せ先●経済課林業係 内線(256)

狩猟免許等資格取得支援事業

町では、有害鳥獣による農林産物などへの被害軽減を図るため、新たに有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許の取得に要する経費を助成します。

詳細については、お問い合わせください。

申請・問合せ先●経済課林業係 内線(256)

●白糠町役場 ☎ 01547-2-2171

●庶路支所 ☎ 01547-5-2030

児童扶養手当の支給

児童扶養手当は、父母の離婚等の理由で父または母と生計を同じくしていない母子・父子世帯の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で一定の障がいの状態にある児童)を養育する父または母、養育者へ申請により支給されます。

また、公的年金を受けている場合であっても年金額が児童扶養手当より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

支給月額●

第1子：全額支給 43,160円

一部支給 43,150円～10,180円

第2子加算額：全額支給 10,190円

一部支給 10,180円～5,100円

第3子以降加算額：全額支給 6,110円

一部支給 6,100円～3,060円

※前年の所得が一定額以上の場合は、手当が支給停止または一部停止されます。

支払時期●5月、7月、9月、11月、1月、3月に前月分までを支給

問合せ先●福祉課児童福祉係 内線(527)

自然の番人宣言推進事業

ふるさとエコ&クリーンしらぬか「自然の番人宣言」推進事業として、全町を挙げて一斉清掃を行います。皆様のご協力をお願いします。

全町春の一斉清掃●5月10日(日)

・都合の良い時間帯に、自宅周辺や地域の清掃をお願いします。町内会で取り組む場合は、各町内会の指示に従ってください。

※例年、町内会と各企業等の協力により開催している国道38号沿線・釧白団地の一斉清掃については、規模を縮小し、各企業と町職員で行います。

問合せ先●町民サービス課生活環境係 内線(517)

緑の募金にご協力をお願いします

さまざまな森づくり・人づくり活動に生かされている「緑の募金」を実施しています。町内会や企業、団体など、皆様のご理解とご協力をお願いします。

問合せ先●経済課林業係 内線(256)